

成果連動型民間委託契約方式(PFS)の導入について

1 趣旨、目的等

この業務においては、受託者の事業意欲の一層の向上、そのノウハウの効果的発揮等を図るため、成果に関わらず支払う委託料のほか、成果に応じた委託料を支払う「成果連動型民間委託契約方式(PFS)」を導入する。

2 成果連動型民間委託契約方式の内容

業務の目的にそった成果指標(目標値)を定め、当該成果指標に対する成果(到達度)に応じ、あらかじめ定めた委託料を受託者に支払うもの。

3 成果指標等

成果指標(KPI)		成果に応じて支払う委託料	左記の 上限額
項目	目標値		
当該業務の支援により 輸出した県内事業者の数	5事業者 以上	・事業者数×10万円	50万円

4 成果指標に対する成果(到達度)の測定

基準日(受託者と県とが協議して定める日(令和8年2月28日など))時点での実績により、成果(到達度)を測定するものとする。